第４回東海村空家等対策審議会　議事録

開催日時	令和７年10月９日（金） 10：00～11：30	場　　所	東海村役場　別館101会議室
出席者	委　員／５名 事務局／４名		

○議事

１　開会

２　会長あいさつ

皆さま，おはようございます。本日は，お集まりいただき，ありがとうございます。本当に，天候の悪い中，ありがとうございました。規則においては，「審議会の会議は必要に応じて会長が招集し，議長となる。ただし，最初に開かれる会議は，村長が招集する。」という規定となっておりまして，本日の本審議会は，会長である私により招集させていただいております。今後開催される審議会についても，私の招集により開催するということになりますので，よろしくお願いいたします。

本日の次第といたしましては，（１）特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針案。（２）特定空家等に対する措置の方針案。（３）東海村空家等対策計画（第三期計画）管理不全空家等・特定空家等に関する事項案。（４）その他。という議事になっております。このうち，（１）と（２）については，前回の審議会に続く内容となっておりますので，今回，参考資料として配布されているものと比較しながら，その内容について審議していきたいと考えております。（３）空家等対策計画の件ですが，こちらは，７月に開催された空家等対策地域連絡協議会の方と続く内容となっております。（３）は，（１）と（２）に関連する内容という形になっておりますので，（１）と（２）の審議結果を踏まえながら，その内容について審議していきたいと考えております。委員の皆様におかれましては，活発なご審議のほど，よろしくお願いいたします。

それでは，次第に従いまして進めさせていただきます。事務局からの事前連絡によりますと，議事の（１）と（２）を一括して説明したいということでしたので，併せての審議とさせていただきたいと思います。それでは，（１）特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針案，（２）特定空家等に対する措置の方針案について，事務局から説明をお願いいたします。

３　議事

【議事（１）　特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）】

【議事（２）　特定空家等に対する措置の方針（案）】

●事務局より，特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案），特定空家等に対する措置の方針（案）に関する説明が行われ，意見交換の結果，当該方針（案）は，おおむね了承された。ただし，当該方針（案）について，下記の意見が付された。

①用語の定義に関する記述を明記することについて検討すること。

②空家等の状態の判断基準に関する記述を明記することについて検討すること。

●事務局は，上記の意見を反映させた方針を作成し，次回の**審議会等**において報告することとなった。

【議事（３）　東海村空家等対策計画（第三期計画）
管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）】

●事務局より，東海村空家等対策計画（第三期計画）　管理不全空家等・特定空家等に関する事項に関する説明が行われ，意見交換の結果，下記の意見が付された。

①管理不全空家等と特定空家等の違いが分かるようにすること。

②内容を分かりやすく，シンプルにした方が良い。

●事務局は，上記の意見を反映させた修正版を作成し，次回の**協議会等**において報告することとなった。

【議事（４）　その他】

●事務局より，審議会の開催方法と報酬額に関する説明，次回の開催に関する説明があった。

４　閉会